

医療法人友仁会 居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人友仁会（以下、「本会」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、「本事業」という）は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条
1. 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援業者、介護保険施設等との連携に努める。
 5. 上記の他「彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月23日条例第2号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 友仁ケアプラン支援センター
- (2) 所在地 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 友仁ケアプラン支援センター（以下「本所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名

(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者

にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1 名以上

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) その他補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の業務) 管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から、土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間は、平日は 8 時 45 分から 17 時 00 分まで、土曜日は 8 時 45 分から 12 時 30 分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第 6 条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室

(2) 使用する課題分析表の種類：ガイドライン（平成 18 年 4 月改訂）

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低 1 か月に 1 回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(利用料等)

第 7 条 1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点より片道5km未満	300円/1回
(2) 実施地域を越えた地点より片道5km～10km未満	600円/1回
(3) 実施地域を越えた地点より片道10km以上	900円/1回

3. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
4. その他、利用料について支払が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、彦根市、豊郷町とする。

*厚生労働大臣が定める中山間地域は、除く

(その他運営に関する重要事項)

- 第9条
1. 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
 2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
 3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(苦情処理)

- 第10条
1. 本事業は提供した居宅サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
 2. 本事業は(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情内容等を記録する。

(事故発生時の対応)

- 第11条
1. 本事業は利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 2. 本事業は(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。
 3. 本事業は利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業者は、その提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害等の発生時においてもその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等と連携し、および相互に協力する体制を構築するよう努めます。

(付則)

この規程は、平成12年 4月1日より施行する。

この規程は、平成19年 9月15日より改訂する。

この規程は、平成21年 4月1日より改訂する。

この規程は、平成24年 4月1日より改訂する。

この規定は、平成27年 4月1日より改訂する。

この規定は、平成28年 12月15日より改訂する。

この規定は、平成29年 12月15日より改訂する。

この規定は、平成30年 4月1日より改定する。

この規定は、令和 5年 7月1日より改定する。

この規定は、令和 8年 1月1日より改定する